

### Ⅲ. 調査票



## 介護保険制度 有識者調査 質問一覧

① 現行の介護保険制度

問1 介護保険制度の評価について

② 介護保険制度の今後の在り方について

問2 介護保険制度の給付と負担の関係について

③ 介護保険制度改革（平成17年6月公布）の概要

問3 介護保険制度について、一層の取組が必要なものについて

④ 介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

問4 被保険者・受給者の範囲の拡大について

問5 拡大すべきとする意見について

問6 範囲見直しは慎重にあるべきとする意見について

問7 拡大すべきでないとする意見について

⑤ 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

問8 被保険者・受給者の範囲は一致すべきかについて

問9 範囲を拡大した場合、対象となる年齢について

⑥ 保険料の負担者の範囲について

問10 範囲を拡大した場合、介護保険料の負担者の年齢について

⑦ 40歳未満の者の保険料負担の水準について

問11 40歳未満の者の保険料負担の水準について

⑧ 年齢や障害種別にかかわらずサービス提供の取組みについて

問12 年齢や障害種別にかかわらずサービス提供の取組みについて

⑨ 介護保険制度全般について

問13 将来の介護保険制度について

# ①現行の介護保険制度

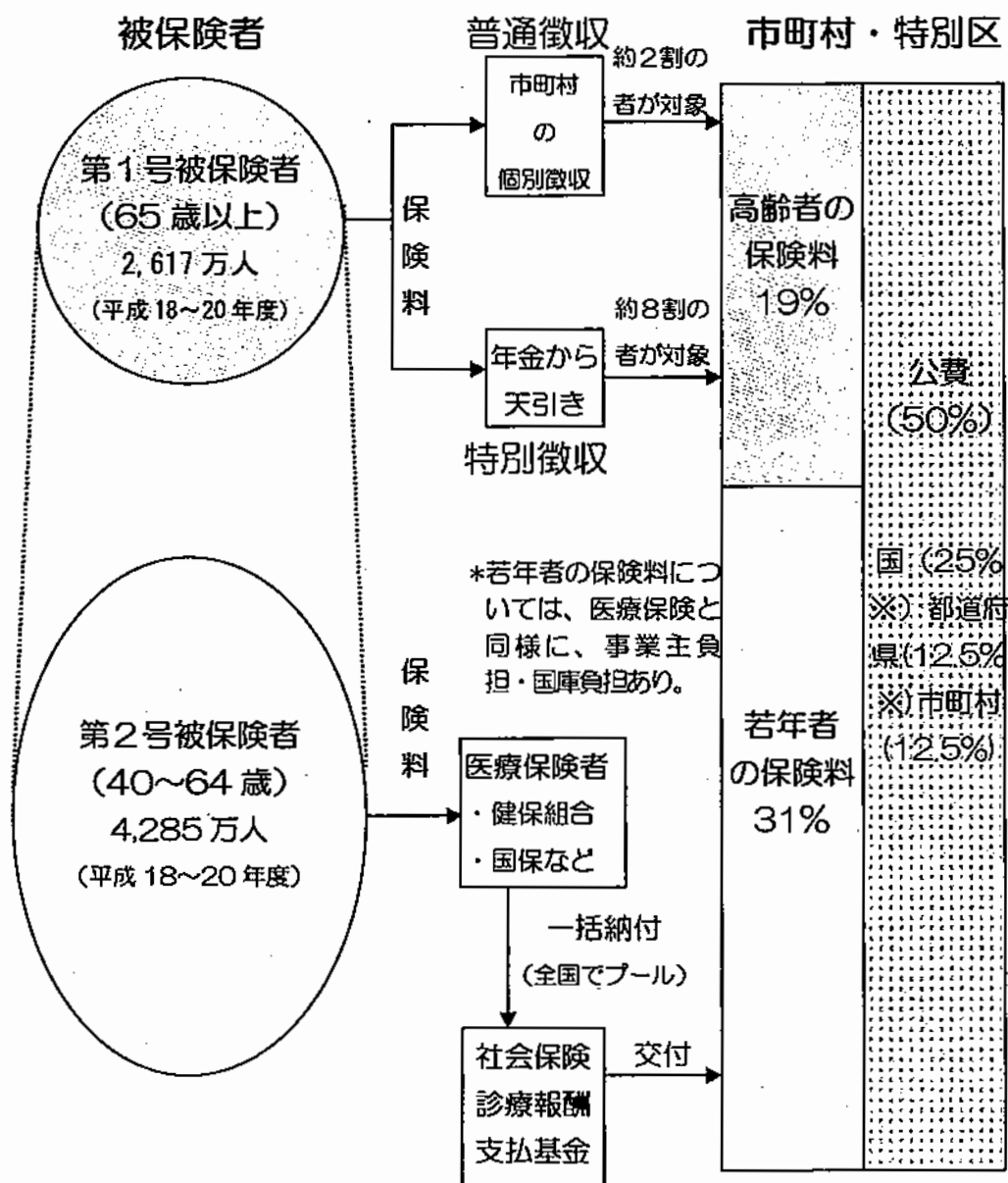
## 介護保険制度の体系

- 介護保険制度は、社会保険方式を採用しつつ、費用の半分を公費で賄う制度です。
- 被保険者は年齢により次の2種類に分けられ、給付（サービス）を受ける条件や保険料の算定・納付方法が異なっています。

【第1号被保険者】 65歳以上の人

【第2号被保険者】 40歳以上64歳までの医療保険加入者

## 介護保険制度の概要



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減。※施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費）は、国20%、都道府県17.5%。

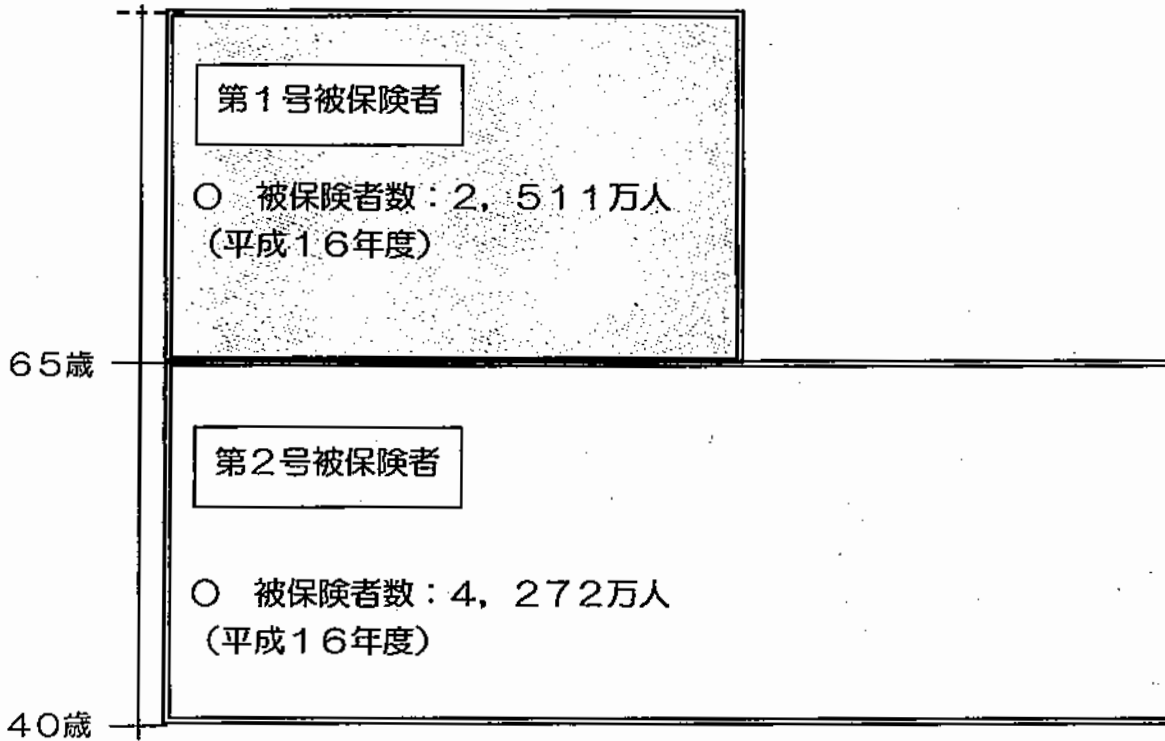
## 被保険者

○「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」です。

○ 現行制度では、40歳以上の者を被保険者とし、具体的には、

- ① 65歳以上の者 →「第1号被保険者」(2,511万人)
- ② 40歳から64歳までの医療保険加入者 →「第2号被保険者」(4,272万人)

計 6,783万人となっています。



※ 「被保険者数」については、「介護保険事業状況報告年報(平成16年度)」による。

## 受給者

○ 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致しています。

○ 実際にサービスを受給している者の人数は、

- ・ 第1号被保険者のうち、334万人
- ・ 第2号被保険者のうち、11万人

計 345万人となっています。

### 第1号被保険者

○ 実際にサービスを受給している人数：334万人

（平成17年12月）

給付額6.0兆円（平成17年度予算ベース）

※ ただし、第2号被保険者については、「老化に伴う疾病」が原因で要介護（要支援）状態になった場合のみ、サービス給付が受けられるという制限がある。

○ 実際にサービスを受給している人数：11万人

### 第2号被保険者

（平成17年12月）

※ 「実際にサービスを受給している人数」については、介護保険事業状況報告（暫定）による。

現行制度における被保険者・受給者の範囲（まとめ）

	範 囲	サービス受給要件
第1号被保険者	65歳以上の者	要介護（要支援）状態
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	要介護（要支援）状態であって、老化に伴う疾病に起因するもの

※「老化に伴う疾病」=16の疾病

がん末期／筋萎縮性側索硬化症／後縦靭帯骨化症骨折を伴う骨粗鬆症／シャイ・ドレーガー症候群／初老期における痴呆／脊髄小脳変性症／脊柱管狭窄症／早老症／糖尿病性神経障害／糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症／脳血管疾患／パーキンソン病／閉塞性動脈硬化症／慢性関節リウマチ／慢性閉塞性肺疾患／両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

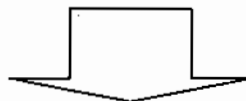
（制度創設時の範囲設定の考え方）

○被保険者

- ① 介護保険制度は、老化に伴う介護ニーズに corres 応することを目的とすること。
- ② 老化に伴う介護ニーズは高齢期のみならず中高年期にも生じ得ること。
- ③ 40歳以降になると一般に老親の介護が必要となり、家族の立場から介護保険による社会的支援という利益を受ける可能性が高まること。

○受給者

- ①第1号被保険者については、高齢者であることから、その原因を問わず、要介護（要支援）を一般的に対象とする。
- ②第2号被保険者については、老化に伴う介護という観点から具体的な対象範囲を定める。



こうした結果、年齢や介護原因によるサービス給付の制限が生じることとなりました。

《介護保険制度を取り巻く状況》

65歳以上被保険者数について

○ 65歳以上の被保険者数は、5年10ヶ月で約414万人（19%）増加。

	2000年4月末	2003年4月末	2006年2月末
被保険者数	2,165万人	2,398万人	2,579万人

要介護（支援）者数について

○ 介護認定を受けた者は、5年10ヶ月で約212万人（97%）増加。

	2000年4月末	2003年4月末	2006年2月末
認定者数	218万人	348万人	430万人

介護サービス利用者数について

○ 5年8ヶ月で、居宅は173%、施設は54%、全体で132%の増加。

	2000年4月	2001年4月	2002年4月	2005年12月
居宅サービス	97万人	142万人	172万人	265万人
施設サービス	52万人	65万人	69万人	80万人
合計	149万人	207万人	241万人	345万人

※ 介護保険事業状況報告（平成18年2月分）による



問1 あなたは介護保険制度が国民生活の安定等に果たした役割を評価していますか。

次の中からあなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。また評価している理由又は評価していない理由を可能であれば、回答欄にご記入ください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的な考えをご記入ください。

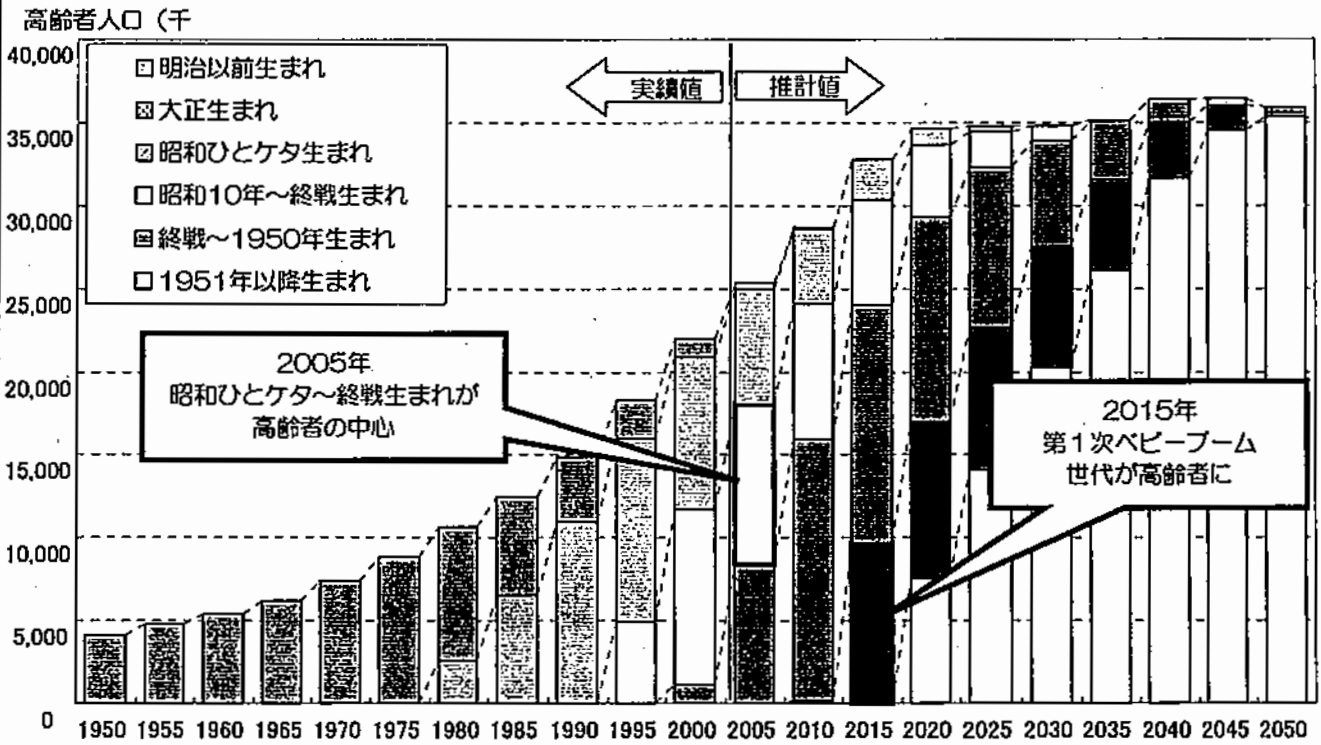
- 1 大いに評価している
- 2 多少は評価している
- 3 あまり評価していない
- 4 全く評価していない
- 5 その他（具体的に）

(回答欄)

## ②介護保険制度の今後の在り方について

■ (資料1) P.6~7

### 高齢者人口の推移

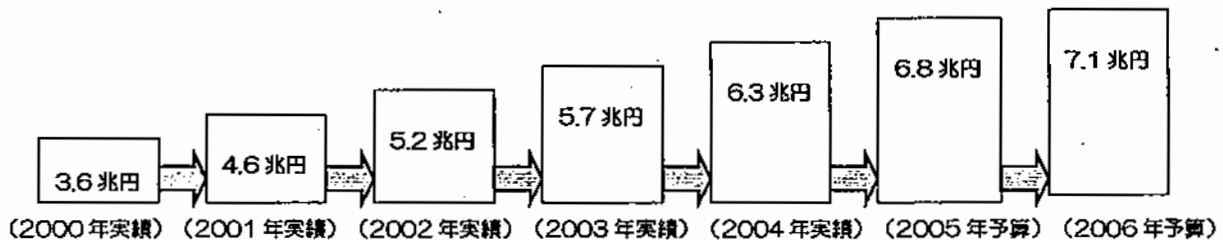


資料：2000年までは総務省統計局「国勢調査」

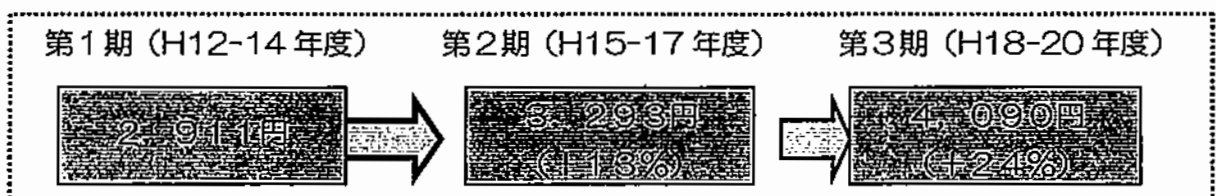
2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」

### 介護保険財政の状況

- 制度の定着とともに介護保険の総費用は急速に増大。
- 1号保険料も第2期（H15～17）から第3期（H18～20）で24%増加。

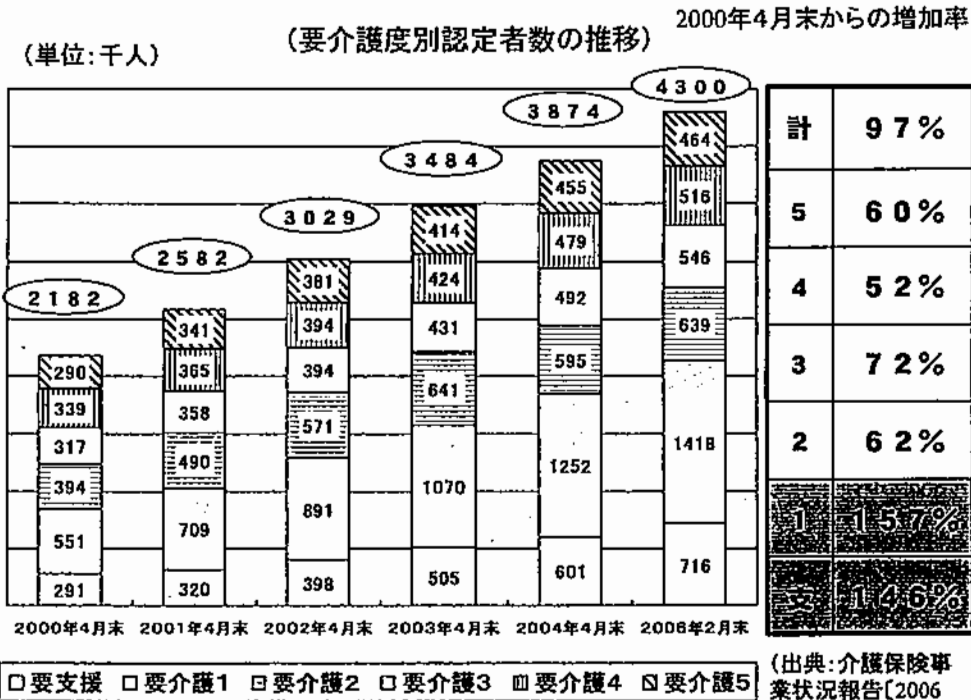


- 1号保険料[全国平均（月額・加重平均）]



要介護度別・認定者数の推移

- 要介護認定を受けた人は5年10ヶ月で約212万人増加（97%増）
- 特に、要支援・要介護1の認定を受けた者が大幅に増加（153%増）



問2 高齢化が進み、要介護（支援）者数が増加して、介護サービスを利用する人が増加する一方、介護保険料も上昇しています。今後、介護保険制度の給付と負担についてどう考えますか。

(1)～(3)のそれぞれごとに、1～5の中からあなたのお考えに近いものを選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

(1) 介護保険料が高くなっても良いから、給付の充実を優先すべきである。  
1 大いに賛成 2 どちらかといえば賛成 3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対 5 全く反対

(2) 介護保険料がある程度上がるのはやむを得ないが、あわせて、無駄や不効率がないよう給付の適正化を進めるべきである。  
1 大いに賛成 2 どちらかといえば賛成 3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対 5 全く反対

(3) 介護保険料がこれ以上高くないよう、給付を削減すべきである。  
1 大いに賛成 2 どちらかといえば賛成 3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対 5 全く反対

(4) その他（具体的に）

(回答欄)

### ③介護保険制度改革（平成17年6月公布）の概要

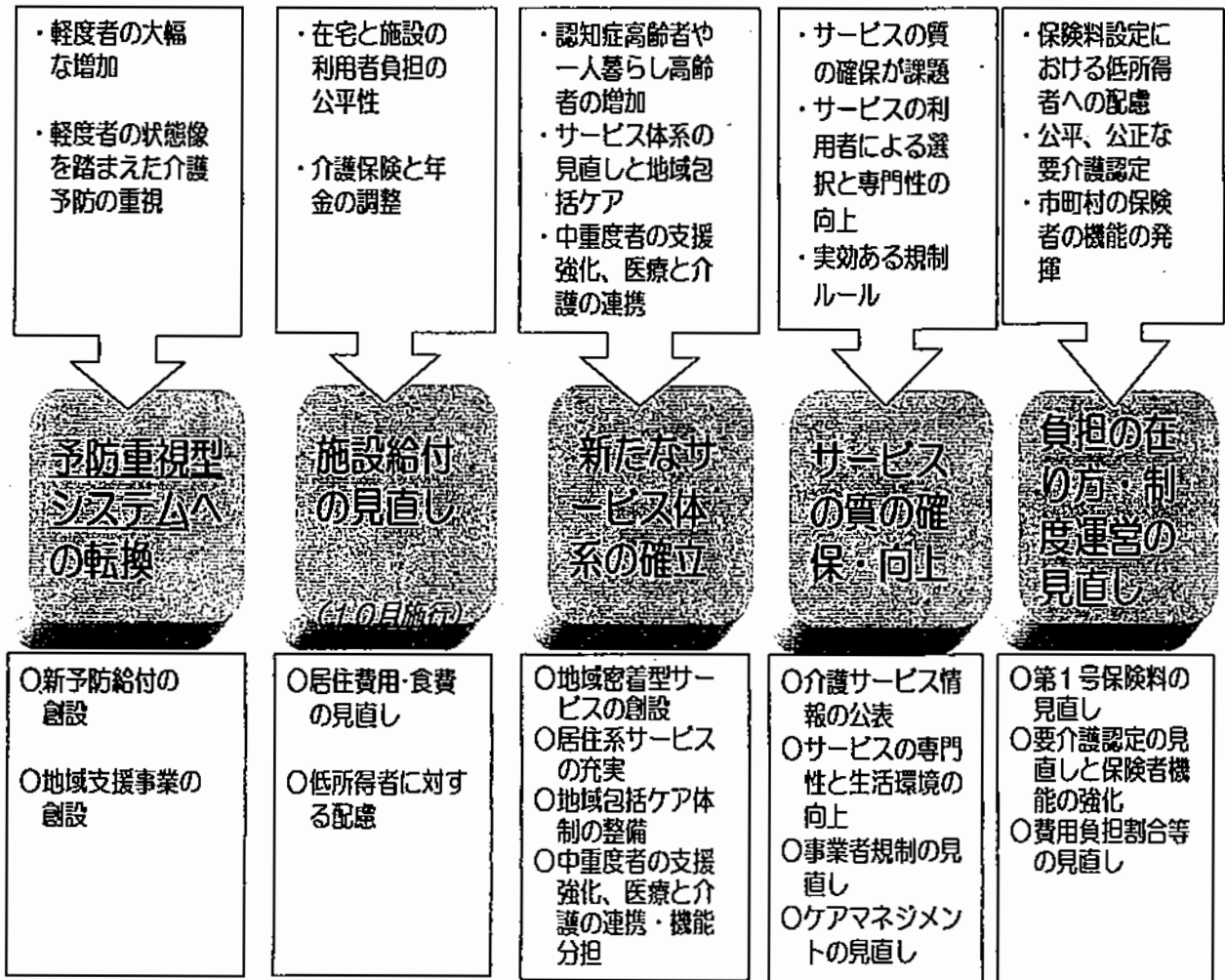
#### 《見直しの背景》 ■（資料1）P.7,8

- 要介護認定を受けた方、特に要支援・要介護1の方の増加。
- 要介護度別・要介護状態の原因の割合。
- 認知症高齢者の増加。
- 高齢者世帯の増加。

#### 《見直しの概要》 ■（資料1）P.9~13

- 制度改革の全体像

・明るく活力ある超高齢社会の構築 ・制度の持続可能性 ・社会保障の総合化



介護保険法等の一部を改正する法律

※施行：18年4月（ただし、施設給付の見直しについては平成17年10月施行）

問3 今後の介護保険制度の給付について、一層の取組みが必要と思われるものは何ですか。

1～5の中から一層の取組みが必要と思われるものを選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的な考えをご記入ください。

- 1 高齢者が要介護状態にならない、又は重度化しないようにするための「介護予防」を重視したシステムの確立。
- 2 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に対応できる「地域密着型サービス」、「居住系サービス」及び「認知症ケア」の充実。
- 3 中重度者の在宅生活継続の支援強化や医療と介護の連携・機能分担。
- 4 介護サービス情報の公表、介護サービスの専門性の向上、施設等における生活環境の向上などの「介護サービスの質」の確保・向上。
- 5 高齢化に伴い増加する介護保険給付の重点化・効率化。

その他(具体的に)

(回答欄)

--

#### ④介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

##### ■（資料2）「社会保障審議会介護保険部会第21回」 P.6

- 現行の介護保険制度では、40歳未満の者については制度の対象外、40歳～64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、65歳以上の者と比べて受給要件に差があることから、実質的には「高齢者の介護保険」であると言える。
- こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきであるという意見が多数であった。

##### 介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきとする意見

- ① そもそも介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じうるものであり、65歳や40歳といった年齢で制度を区分する合理性や必然性は見出し難い。欧米諸国においても、年齢や原因などによって介護制度を区分する仕組みとはなっていない。
- ② 特に、40歳～64歳の者については、原因により保険給付を受けられる場合が限定されており、また、64歳以下の者には、「制度の谷間」にあって、いずれの公的な介護サービスも受けられないというケースもあり、制度の普遍化により、こうした問題の解決を図ることができる。
- ③ 介護保険財政の面では、対象年齢の引下げは制度の支え手を拡大し、財政的な安定性を向上させることにより、制度の持続可能性を高めることが可能となる。

##### 介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきでないとする意見

- ① 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であることなどから、40歳未満の若年者から保険料負担を求めることについて、納得感を得ることが難しい。また、若年者の介護保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- ② 若年者が要介護状態になる確率は低く、しかもその原因が出生時からであることも多い。こうした分野の取組は、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきであり、社会保険方式に切り換えることは、負担を安易に企業等へ転嫁するものである。
- ③ 社会保障制度全般の一体的な見直しの中で、介護保険制度についても負担や給付の在り方等を検討し、結論を得るべきである。

問4 現行の介護保険制度は、40歳未満の者は対象外、40歳から64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、実質的には「高齢者の介護保険」であると言えます。一方、こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、理由や年齢の如何に関わらず介護を必要としている人すべてにサービスの給付を行い、制度の普遍化の方向性を目指すべきとの意見もあります。

あなたは、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方についてどう考えますか。

次の三つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 現行の被保険者・受給者の範囲を拡大して、要介護の理由や年齢の如何に関わらず給付を行う制度を目指すべきである。
- 乙 将来的に被保険者・受給者の範囲を拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべきである。
- 丙 実質的には「高齢者の介護保険」である現行の介護保険制度を維持し、被保険者・受給者の範囲を拡大すべきではない。

- 1 甲に賛成      2 どちらかといえば甲に賛成 →問5へお進み下さい
- 3 乙に賛成      4 どちらかといえば乙に賛成 →問6へお進み下さい
- 5 丙に賛成      6 どちらかといえば丙に賛成 →問7へお進み下さい
- 7 どちらともいえない

(回答欄)



問5 問4で「1 甲に賛成」「2 どちらかといえば甲に賛成」と回答された方にお伺いします。被保険者・受給者を拡大すべきとする理由は何ですか。

1～5の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じるものであり、こうした「介護ニーズの普遍性」を考えれば、年齢で区分する合理性や必然性は見出し難く、すべての人を対象とした「普遍的な制度」を目指すべきである。
- 2 高齢者ケア、障害者ケアともに「地域ケア」を目指しており、両者に提供するサービスには共通する部分があることから、年齢や障害種別を超えたサービスを提供できるようにするため、制度の壁は取り除くべきである。
- 3 40歳から64歳の者については、保険料を支払っているにもかかわらず、原因により保険給付が限られていることから、制度の普遍化により、40歳から64歳を含めた若年者が、原因を問わず介護保険サービスを利用できるようにすべきである。
- 4 介護保険制度の対象年齢を引き下げることにより、制度の支え手を拡大し、介護保険制度の財政的な安定性を向上させるべきである。
- 5 障害者に対する介護サービスのうち、高齢者に対する介護サービスとの共通部分については、制度の普遍化により、地域におけるサービス利用環境が改善され、サービスの均一化・平準化が進むと考えられる。

その他（具体的に）

（回答欄）

問6 問4で「3 乙に賛成」「4 どちらかといえば乙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者の範囲見直しについて、現在は慎重であるべきであるとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 障害者自立支援法は、施行後間もない段階にあることから、その定着を図ることを優先すべきである。
- 2 改正された介護保険法の円滑な施行や介護保険給付の効率化を優先させるべきである。
- 3 社会保障全体の給付と負担が将来どのようになるかが分からないため、現時点では最終判断できない。

その他(具体的に)

(回答欄)

問7 問4で「5 丙に賛成」「6 どちらかといえば丙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者を拡大すべきでないとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であり、40歳未満の若年者に保険料負担を求めることについて納得が得られない。
- 2 高齢者の場合と異なり、若年者が要介護状態になる確率は低く、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきである。
- 3 若年者の介護保険料については、各医療保険の保険料に上乗せされて徴収されることから、特に国民健康保険において保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- 4 介護保険制度によりサービス提供が行われることで、障害者に対するサービス提供の質が従来よりも低下するおそれがある。

その他(具体的に)

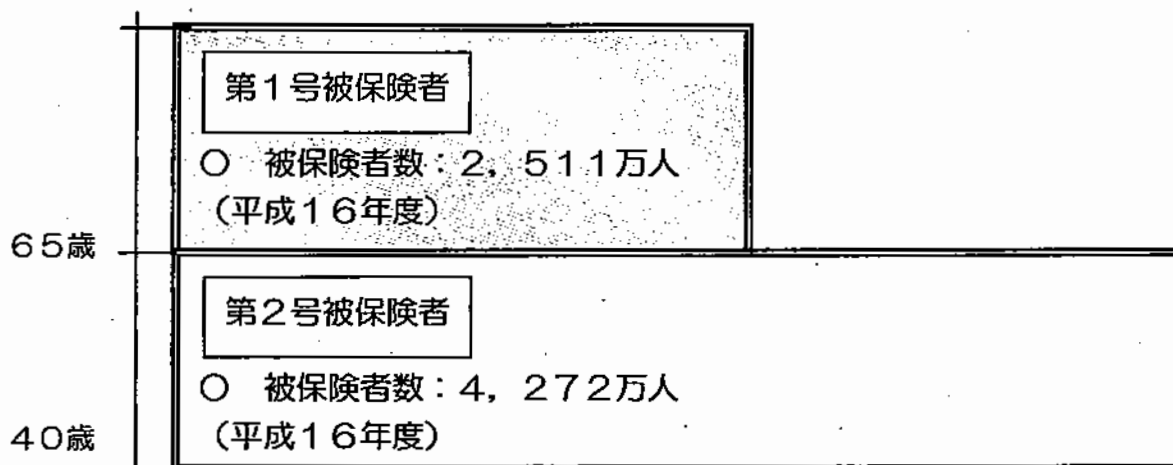
(回答欄)

⑤被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

■ (資料1) P.2-4

被保険者

- 「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」です。



※第2号被保険者の保険料については、医療保険と同様に、事業主負担・国庫負担あり。

受給者

- 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致しています。

- 実際にサービスを受給している人数：334万人（平成17年12月）

第1号被保険者

給付額6.0兆円（平成17年度予算ベース）

※ ただし、第2号被保険者については、「老化に伴う疾病」が原因で要介護（要支援）状態になった場合のみ、サービス給付が受けられるという制限がある。

- 実際にサービスを受給している人数：11万人（平成17年12月）

第2号被保険者

問8 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は原則として一致すべきである。

乙 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は必ずしも一致しなくともよい。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成         | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない    |                |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成         |

(回答欄)

問9 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険制度の受給の対象となる者の年齢についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 「介護ニーズの普遍化」という観点を重視すれば、医療保険と同様に、受給者は全年齢を対象とすべきである。

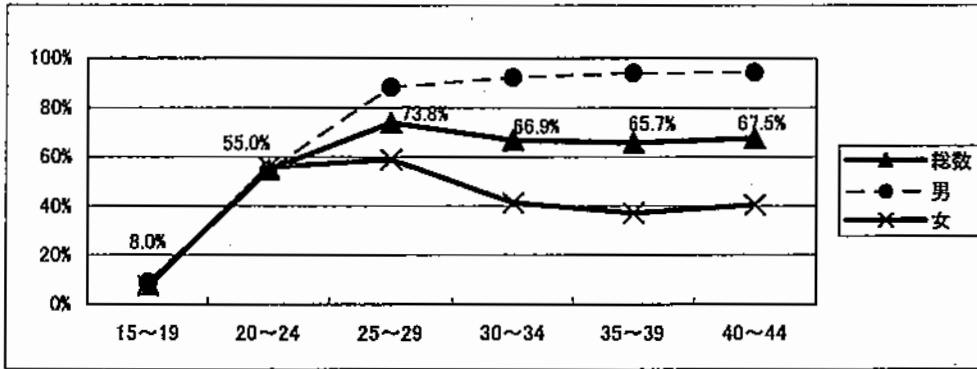
乙 介護保険は現行制度のように高齢化に伴うリスクをカバーするものとするべきであり、全年齢を対象とするのではなく、一定年齢によって区分すべきである。（区分すべき具体的な年齢について御意見ございましたら、回答欄に御意見をご記入ください。）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成         | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない    |                |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成         |

(回答欄)

## ⑥保険料の負担者の範囲について

○「仕事を主にしている者」の割合（平成14年就業構造基本調査（総務省統計局））



（注）15歳以上の世帯員について、普段の就業状態の調査を行ったものである。「仕事を主にしている者」とは、普段収入を得ることを目的として仕事をしている有業者のうち、仕事の主としている者である。（通学が主で、仕事に従事している者などは除かれている。）

○「大学・短大の進学率」（平成17年 学校基本調査）

	大学（学部）	短大（本科）	合計
進学率	44.2%	7.3%	51.5%

（注1）大学学部・短期大学本科入学者数を3年前の中学校卒業生数で除した比率。（注2）この他、専修学校（専門課程）の進学率（高等学校の卒業生のうち、専修学校（専門課程）に進学した者の比率）は、19.0%である。

○きまって支給する現金給与額（平成17年 賃金構造基本統計調査）

年齢	~17	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44
月額給与（万円）	14.3	18.1	21.4	25.9	30.5	35.6	38.6

（注）主要産業の事業所（常用労働者を10人以上雇用している事業所に限る。）に雇用される常用労働者について、6月分として支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）を調査したものである。

○フリーター数（平成15年 総務省統計局「労働力調査」を特別集計）

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34
人数	27万人	92万人	65万人	33万人

注）「フリーター」数については、年齢15~34歳層（在学者を除く。女性については未婚の者に限る。）の者のうち、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず、「アルバイト・パート」の仕事希望者として定義し、集計したものである。

○完全失業率（平成17年 総務省統計局「労働力調査」）

年齢	総数	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
完全失業率	4.4	10.2	8.4	6.2	5.0	4.1	3.6	2.9	3.2	3.6	4.9	2.0

（注）完全失業率については、労働人口に占める完全失業者の割合（完全失業者÷労働人口）×100を示す。なお、完全失業者とは、①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者である。

問10 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険料を負担する者の年齢及び対象についてどのように考えますか。

次のうち、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 働いている者は、年齢にかかわらず、対象とする。
- 2 「20歳以上」を対象とする。
- 3 「25歳以上」を対象とする。
- 4 「30歳以上」を対象とする。
- 5 その他（具体的に）

(回答欄)



## ⑦ 40歳未満の者の保険料負担の水準について

### ■ (資料1) P. 18、19

40歳未満の者の保険料水準については、以下の案が考えられる。

<<保険料を負担する年齢が20歳又は25歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。
- 40歳以上の者の半分の水準とする。

<<保険料を負担する年齢が30歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。

#### (考え方)

保険料の負担水準については、被保険者・受給者の範囲を現行の40歳から、より若い年齢層に単純に引き下げると考えれば、40歳以上の者と39歳までの者の保険料水準は同じ水準になる。

ただし、20歳、又は25歳まで年齢を引き下げる場合には、若年者の保険料負担は孫の世代から祖父母世代への「世代間扶養」の面が強くなり、家族の立場から介護保険による「社会的支援」という利益を受ける可能性が相対的に小さくなることや、所得水準が40歳以上に比べて一般に低いこと等にかんがみ、「39歳までの者の負担水準を半分の水準とする」考え方も現実的な選択肢の一つである。

問11 仮に介護保険料を負担する者を拡大した場合、39歳までの者の保険料負担の水準をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 社会保険であることから、介護が必要となるリスクに関係なく、世代を問わず保険料負担は同水準にすべきである。

乙 介護が必要となるリスク、介護保険による受益は、世代別に違うため、世代間ごとに保険料負担を設定すべきである。

- 1 甲に賛成    2 どちらかといえば甲に賛成  
3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば乙に賛成    5 乙に賛成

(回答欄)

## ⑧年齢や障害種別にかかわらずサービス提供の取組について

問12 年齢や障害種別に関わらず、一つの事業所で相互にサービスが利用できる「共生型サービス」や、高齢者や障害者、すべての人に対応できる「総合的ケアマネジメント」の推進をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 年齢や障害種別にかかわらずサービス提供や取組みを推進すべきである。
- 乙 高齢者と障害者、特に障害者の場合は障害種別等によってもサービス内容が異なるため、年齢や障害種別にかかわらずサービス提供や取組みを推進すべきでない。

- 1 甲に賛成      2 どちらかといえば甲に賛成
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば乙に賛成      5 乙に賛成

(回答欄)

## ⑨将来の介護保険制度について

問13 介護保険制度の被保険者・受給者範囲をめぐるには様々な議論がありますが、将来に向けては障害者施策との関係を含め、被保険者・受給者の範囲をどのようにすることが望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

(回答欄)



5. あなたの社会保障への関心について、お聞かせください。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない      5 全く関心がない
6. あなたの身近に介護を必要とする方はいらっしゃいますか。  
1 いる      2 いない
7. あなたの身近に障害のある方はいらっしゃいますか。  
1 いる      2 いない
8. 今回（平成18年4月）の介護保険制度改革の内容について。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない      5 全く関心がない
9. 障害者自立支援法の内容について。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない      5 全く関心がない

- 調査結果の概要を取りまとめ次第、お送りさせていただきたいと存じます。  
ご入用の方は、誠に恐縮ですが、ご芳名とご送付先についてお聞かせください。

ご 芳 名	
ご 送 付 先	〒
電 話 番 号	

介護保険制度の被保険者・受給者の範囲  
に関する有識者調査報告書

平成 19 年 3 月

発行:財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会  
医療経済研究機構

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11

第 11 東洋海事ビル

TEL : 03 (3506) 8529

FAX : 03 (3506) 8528

本報告書の全部又は一部を問わず、無断引用、転載を禁じます。

PJ No. 06302a